

総務省組織令の一部を改正する政令要綱

第一 総務省組織令の一部改正

一 大臣官房の所掌事務に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理にすること
を追加すること。
（第三条関係）

二 大臣官房に情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関する事務をつかさどり、又は命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画する参事官を設置すること。
（第二十六条関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行すること。
（附則関係）